

交 総 第 587 号
令 和 元 年 6 月 26 日

一般社団法人 埼玉県トラック協会
会長 鳥 居 伸 雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長
風 上 正 樹 (公印省略)

飲酒運転根絶への協力について (依頼)

平素から交通事故防止活動に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日 (6月26日) 現在、県内の交通事故死者数は60人 (前年比-28人) で全国ワースト3位という現状にあります。

このような中、本日の未明、県東部において、運行中の事業用貨物自動車 (県外事業所) と歩行者が関係する交通死亡事故が発生し、同車の運転手が酒気帯び運転であることが判明しております。

つきましては、同種事故を根絶するため、貴協会の加入事業者様に対し、

- 乗務開始前の点呼時における、アルコールチェックの確実な実施
- 飲酒習慣に問題がある運転手の事前把握
- 運転手及びその家族に対する積極的な指導及び啓発活動の実施

等の運行管理を行っていただき、悲惨な交通事故を1件でも無くすよう交通事故防止へのご協力をお願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課

担当：伊藤・皆川

電話：048(832)0110 (内線5052・5056)